

奈良県告示第百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、疋田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十二年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	瀬山 雅英	葛城市疋田五一〇
〃	石井 康友	〃 三九四一一
〃	赤井 弘坦	〃 二〇九
〃	宮崎 勝康	〃 五〇〇―三
〃	西川 裕弘	〃 五一八
〃	福井 克任	〃 三八四
〃	吉川 隆	〃 四一六
〃	西川 佳伸	〃 三七五
監事	酒井 勇	〃 二一一―一
〃	宮崎 孝治	〃 五二七―四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	赤井 勉	葛城市疋田一八三
〃	瀬山 利行	〃 五一六一一
〃	西川 豊	〃 五〇八
〃	西川 嘉則	〃 三七六
〃	山本 勝美	〃 四〇七―二
〃	西川 恭二	〃 五一七
〃	山本 公次	〃 三八五―二
〃	赤井 康純	〃 三〇
監事	瀬山 雅英	〃 五一〇
〃	西川 裕弘	〃 五一八